

第2章 赤ちゃんが生まれたら

持ち物一覧

※お忘れのないように手続きにお越しください

申請課	手続き	持ち物	窓口に来る人
市民税務課 (1階)	出生届 ※ <u>誕生日を含み</u> <u>14日以内に届出</u> <u>してください</u>	<input type="checkbox"/> 出生届(右欄に医師等の証明が書かれたもの) ※病院等で渡されます	どなたでも可
		<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	
		<input type="checkbox"/> 出生届を持参される方の本人確認書類	
こども課 (4階)	子ども医療費助成	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証(お子さん本人または扶養者のもの)	どなたでも可
	児童手当 ※公務員は勤務先 で手続きしてくだ さい ※夫婦の場合、請求 者(受給者)は、生 計の中心となっ ている方が請求 者になります ※誕生日から15日 以内に届出して ください	<input type="checkbox"/> 健康保険証(請求者のもの)	どなたでも可
		<input type="checkbox"/> 請求者名義の普通口座の通帳	
		<input type="checkbox"/> 請求者及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの (マイナンバーカードなど)	
		<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認のため運転免許証など顔写真 のある証明書(マイナンバーカードでも可)	
	【单身赴任等で請求者とお子さんが別居している場合】 お子さんが属する世帯全員の住民票(続柄・本籍・筆頭者 が記載されているもの)※お子さんの住所が見附市内の 場合、住民票は不要です。/お子さんのマイナンバーが確 認できるもの(マイナンバーカードなど)		
新生児・ 産婦訪問指導	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳に添付してある「出生連絡票(はがき)」 (記入済みのもの)	どなたでも可	
※子育て応援カード (必要な方のみ)	生まれたお子さんのお名前をカードに記入して継続して お使いいただけます。紛失などの場合は再発行も可能です。	どなたでも可	

※ひとり親家庭等の場合は、ひとり親家庭等医療費助成や児童扶養手当の申請手続きがあります。

いろいろな手続き

1階の市民税務課に出生届を提出後、4階こども課で各種の手続きをお願いします。

お問い合わせ先

市民税務課市民窓口係
TEL 62-1700
(内線 143、144)
FAX 63-3001

出生届

生まれた日を含めて14日以内に市民税務課へ届出をお願いします。出産場所や里帰り先の市役所などでも届出できますが、お子さんが住民登録される市役所に届出するとその他の手続きも同時にできて便利です。

持ち物

母子健康手帳／出生届(届書の右側に医師・助産師の証明が書かれたもの)／出生届を持参される方の本人確認書類

※保護者が障害年金を受給されている方は、お子さんの出生後に手続きが必要な場合があります。市民税務課市民相談係へご連絡ください。

お問い合わせ先

市民税務課市民相談係
TEL 62-1700
(内線 151、152、153)

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料の免除申請

国民年金第1号被保険者の方は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から申請可能です。

市民税務課市民相談係へご連絡ください。
※厚生年金の加入者やその扶養となっている配偶者は対象外です。

持ち物

基礎年金番号の分かる書類／本人確認書類／母子健康手帳（出産前に申請する場合）

お問い合わせ先

市民税務課民税係
TEL 62-1700
(内線 121)

国民健康保険被保険者の産前産後期間の国民健康保険税の免除申請

国民健康保険の被保険者で、妊娠85日以降に出産した方について、産前産後期間の国民健康保険税を一部免除します。(単胎妊娠の場合4か月間、多胎妊娠の場合6か月間)出産予定日の6か月前から申請可能です。市民税務課民税係へご連絡ください。

持ち物

本人確認書類／母子健康手帳

お問い合わせ先

こども課子育て応援係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

子ども医療費助成



※詳しくは、スマートフォンなどで上記QRコードを読み取りご覧ください。

子ども医療費助成

お子さんの保険内医療費の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。

<一部負担金>

通院	1日	530円
入院	1日	1,200円
調剤		0円 (無料)

※助成期間は、お子さんが18歳になる年度末まで(高校卒業相当までです。)

持ち物

母子健康手帳／保険証(お子さん本人または扶養者のもの)

お問い合わせ先

こども課子育て応援係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

児童手当



※詳しくは、スマートフォンなどで上記QRコードを読み取りご覧ください。

児童手当

18歳になる年度末までの児童を養育している方に支給されます。請求した月の翌月から支給されます。ただし、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、請求日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば請求月分から支給します。申請はお早めをお願いします。

※夫婦の場合、請求者(受給者)は、生計の中心となっている方になります。
※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

<支給額>

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円(第3子以降は30,000円)
3歳以上	10,000円(第3子以降は30,000円)

<支給時期> 原則として、偶数月に前2か月分の手当を支給します。

持ち物

請求者(受給者)の保険証／請求者(受給者)名義の普通口座通帳／請求者(受給者)及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)／請求者(受給者)の運転免許証など顔写真のある証明書

【単身赴任等で請求者(受給者)とお子さんが別居している場合】

お子さんが属する世帯全員の住民票(続柄・本籍・筆頭者が記載されているもの)。
※お子さんの住所が見附市内の場合、住民票は不要です。／お子さんのマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)

げんきょうとどけ 現況届

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。受給者の現況を市が公簿等により確認できない一部の方のみ提出が必要です(市から案内を送付します)。

お問い合わせ先

こども課子育て応援係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

お問い合わせ先

各医療保険者
※国保加入者は
保健福祉センター
健康福祉課国民健康保険係
TEL 61-1380
FAX 62-7052

お問い合わせ先

こども課子育て応援係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

お問い合わせ先

こども課子育て応援係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

お問い合わせ先

新潟県福祉保健部
子ども家庭課子ども政策室
TEL 025-280-5218

紙おむつ用ごみ袋

3歳未満のお子さんがいるご家庭に、「市指定燃えるごみ袋」をお渡しします。紙おむつ用のごみ袋としてご利用ください。

※ご希望のサイズをお選びください

- ①小サイズ(10ℓ)を360枚
- ②中サイズ(25ℓ)を140枚と小サイズ10枚

出産育児一時金

出産した時に医療保険者(社会保険、国民健康保険など)から出産育児一時金が支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。医療保険者が医療機関などに出産育児一時金を直接支払う直接支払制度を利用する場合は、医療機関で手続きしてください。

※直接支払制度を利用しない場合や出産費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は申請が必要になります。

新生児聴覚検査費助成

聴覚障害の早期発見を目的として、新生児に行うスクリーニング検査(新生児聴覚検査)費用の助成を行っています。

持ち物: 母子健康手帳(聴覚検査の結果が確認できるもの)写し
／聴覚検査に要した費用の領収書／振込口座の通帳の写し

養育医療給付制度

発達が未熟なまま生まれた赤ちゃんに対し、指定医療機関での入院医療費の一部を負担します。※対象になるかどうかは医師にご確認ください。

持ち物: 養育医療意見書(所定様式 指定療育医療機関の医師が記入したもの)／印鑑／保険証(お子さんの保険証または扶養者のもの)／申請者、世帯構成員、扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)／申請者の本人確認のため運転免許証など顔写真のある証明書

新潟県こむすび定期

入園・入学の経済的負担が大きい節目節目に対する支援を行うため、2歳ごろと5歳ごろに満期となる「お子様名義の定期預金」(それぞれ5万円分)をお渡しするものです。取扱金融機関からも、金利の上乗せやプレゼントなど、様々な+αの特典があります。